

岩手県告示第 387 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成 19 年 4 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
宮古市	当該市町村で定める場所	平成 19 年 6 月 11 日（午後）から同月 15 日まで及び同月 18 日（午後）から同月 19 日（午前）まで
遠野市	〃	平成 19 年 6 月 25 日（午後）から同月 28 日まで
山田町	〃	平成 19 年 7 月 9 日（午後）から同月 11 日まで
川井村	〃	平成 19 年 7 月 12 日
八幡平市	〃	平成 19 年 7 月 17 日から同月 20 日まで
岩手町	〃	平成 19 年 7 月 23 日から同月 24 日まで
滝沢村	〃	平成 19 年 7 月 30 日から同月 31 日まで
岩泉町	〃	平成 19 年 8 月 1 日（午後）から同月 3 日（午前）まで
洋野町	〃	平成 19 年 8 月 20 日（午後）から同月 22 日まで
軽米町	〃	平成 19 年 8 月 23 日
久慈市	〃	平成 19 年 8 月 27 日（午後）から同月 31 日（午前）まで
二戸市	〃	平成 19 年 9 月 3 日（午後）から同月 6 日まで
九戸村	〃	平成 19 年 9 月 11 日（午後）から同月 12 日（午前）まで
葛巻町	〃	平成 19 年 9 月 12 日（午後）から同月 13 日まで
雫石町	〃	平成 19 年 9 月 14 日
矢巾町	〃	平成 19 年 9 月 20 日
紫波町	〃	平成 19 年 9 月 25 日から同月 26 日まで
一戸町	〃	平成 19 年 10 月 29 日（午後）から同月 31 日（午前）まで
田野畑村	〃	平成 19 年 11 月 6 日（午後）から同月 7 日（午前）まで
普代村	〃	平成 19 年 11 月 7 日（午後）
野田村	〃	平成 19 年 11 月 8 日
釜石市	〃	平成 19 年 11 月 15 日（午前）

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 社団法人計量計測技術センター